

今月は **2024年4月～労働条件明示の改正について**

■すべての労働者（労働契約締結時、有期労働契約の更新時）

雇入れ直後の  
就業場所・業務の内容

+

就業場所・業務の  
「変更の範囲」

の明示

■有期労働契約の労働者

(1)労働契約締結時および更新時ごとに

- ◆更新上限(有期労働契約の通算契約期間or更新回数の上限)の有無とその内容の明示
- ◆更新上限を新設・短縮する場合→理由をあらかじめ説明(新設・短縮する前に)

(2)「無期転換申込権」が発生する有期労働契約の更新時ごとに

- ◆無期転換を申し込むことができる旨(無期転換申込機会)の明示
- ◆無期転換後の労働条件明示

■厚生労働省モデル労働条件通知書(記載例)

	2 契約の更新は次により判断する。 ・契約期間満了時の業務量 ・勤務成績、態度 ・能力 ・会社の経営状況 ・従事している業務の進捗状況	有期契約労働者 に関する項目
	3 更新上限の有無(無・有(更新 回まで/通算契約期間 年まで)) 【労働契約法に定める同一の企業との間での通算契約期間が5年を超える有期労働契約の締結の場合】 本契約期間中に会社に対して期間の定めのない労働契約(無期労働契約)の締結の申込みをすることにより、本契約期間の末日の翌日( 年 月 日)から、無期労働契約での雇用に転換することができる。この場合の本契約からの労働条件の変更の有無( 無 ・ 有(別紙のとおり) )	
	【有期雇用特別指置法による特例の対象者の場合】 無期転換申込権が発生しない期間： I (高度専門)・II (定年後の高齢者) I 特定有期業務の開始から完了までの期間( 年 か月(上限10 II 定年後引き続き雇用されている期間	労働者全般に 関する項目
就業の場所	(雇入れ直後) (変更の範囲)	
従事すべき業務の内容	(雇入れ直後) (変更の範囲)	
	【有期雇用特別指置法による特例の対象者(高度専門)の場合】 ・特定有期業務( 開始日： 完了日： )	

<事務所より>

今回のように、毎年さまざまな制度の改正が行われ、今後も続く報道がなされています。その都度、みなさまにお伝えしていきます。  
3月の年金相談日は「7、14、19、21、26、28日」です。ご迷惑をお掛けしますが、よろしくお願いいたします。



えとう社会保険労務士・行政書士事務所